

(平成25年1月30日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認富山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

- | | |
|-------------------------------|-----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 3 件 |
| 厚生年金関係 | 3 件 |

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、平成18年3月は14万2,000円、同年4月及び同年5月は20万円、同年6月は24万円、同年7月は20万円、同年8月及び同年9月は26万円、同年10月及び同年11月は28万円、同年12月は34万円、19年1月は26万円、同年2月は28万円、同年3月は26万円、同年4月は28万円、同年5月は26万円、同年6月は22万円、同年7月は26万円、同年8月は22万円、同年9月は26万円、同年10月は20万円、同年11月は24万円、同年12月は26万円、20年1月は20万円、同年2月は24万円、同年3月から同年5月までは26万円、同年6月及び同年7月は28万円、同年8月は22万円、同年9月は28万円、同年10月は26万円、同年11月は28万円、同年12月は30万円、21年1月は20万円、同年2月及び同年3月は26万円、同年4月は20万円、同年5月から同年8月までは22万円、同年9月は20万円、同年10月は17万円、同年11月及び同年12月は22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年2月6日から22年1月1日まで

申立期間について、給与明細書のとおり厚生年金保険料が控除されていたので、保険料控除額に見合う標準報酬月額に記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められ

る厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額それぞれのそれぞれに見合う標準報酬月額
の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認
定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成18年3月から21年12月までの期間の
標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書により確認でき
る報酬月額又は厚生年金保険料控除額から、平成18年3月は14万2,000円、
同年4月及び同年5月は20万円、同年6月は24万円、同年7月は20万円、
同年8月及び同年9月は26万円、同年10月及び同年11月は28万円、同年
12月は34万円、19年1月は26万円、同年2月は28万円、同年3月は26万
円、同年4月は28万円、同年5月は26万円、同年6月は22万円、同年7月
は26万円、同年8月は22万円、同年9月は26万円、同年10月は20万円、
同年11月は24万円、同年12月は26万円、20年1月は20万円、同年2月
は24万円、同年3月から同年5月までは26万円、同年6月及び同年7月は
28万円、同年8月は22万円、同年9月は28万円、同年10月は26万円、同
年11月は28万円、同年12月は30万円、21年1月は20万円、同年2月及
び同年3月は26万円、同年4月は20万円、同年5月から同年8月までは22
万円、同年9月は20万円、同年10月は17万円、同年11月及び同年12月は
22万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、平成18年2月については、上記の給与明細書によ
り、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準
報酬月額（10万4,000円）は、オンライン記録の標準報酬月額と同額である
ことから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わ
ない。

なお、当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につ
いては、事業主から回答は得られないが、当該給与明細書で確認できる報酬
月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録における標準
報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、当該給与明
細書により確認できる報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、
その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に基づく厚生年金保険料につ
いて納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月
額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認
められる。

富山厚生年金 事案 900

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和46年2月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年10月5日から46年2月25日まで

私は、昭和45年3月にA社に入社し、その後まもなくC社に出向したが、年金の記録では、申立期間が空白になっている。

申立期間についても毎月給与をもらっていたことを覚えているので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は、A社において昭和45年3月26日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年10月5日に資格を喪失後、46年2月25日に関連会社のC社において資格を取得しており、45年10月5日から46年2月25日までの期間の被保険者記録が無い。

しかしながら、B社は、申立人は申立期間において継続して勤務していた旨の回答をしている上、申立人と共にC社へ転籍した複数の元同僚は、申立人が、申立期間において、同社で継続して勤務していたと証言している。

また、B社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書により、A社が、申立人及びその元同僚（5人）について、昭和46年1月17日以降に、45年10月5日に遡って厚生年金保険の被保険者資格を喪失させたことが確認できるところ、当時の事務担当者は、「遡って喪失の手続をした覚えはないが、そうだとしたら保険料は控除していたことになる。」と証言している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると申立人は、申立期間の厚生年金保険料をA社において事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により確認できる昭和45年10月の定時決定の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているものの、事業主から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書における資格喪失日が昭和45年10月5日となっており、オンライン記録と一致していることから、事業主が社会保険事務所（当時）に同年10月5日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月から46年1月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

富山厚生年金 事案 901

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和46年2月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年10月5日から46年2月25日まで

私は、昭和39年1月にA社に入社し、45年10月5日からC社で仕事をしていたが、年金の記録では、申立期間が空白になっている。

申立期間についても継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は、A社において昭和39年1月29日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、45年10月5日に資格を喪失後、46年2月25日に関連会社のC社において資格を取得しており、45年10月5日から46年2月25日までの期間の被保険者記録が無い。

しかしながら、B社は、申立人は申立期間において継続して勤務していた旨の回答をしている上、申立人と共にC社へ転籍した複数の元同僚は、申立人が、申立期間において、同社で継続して勤務していたと証言している。

また、B社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書により、A社が、申立人及びその元同僚（5人）について、昭和46年1月17日以降に、45年10月5日に遡って厚生年金保険の被保険者資格を喪失させたことが確認できるところ、当時の事務担当者は、「遡って喪失の手続をした覚えはないが、そうだとしたら保険料は控除していたことになる。」と証言している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると申立人は、申立期間の厚生年金保険料をA社において事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和45年9月の社会保険事務所（当時）の記録から、4万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているものの、事業主から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書における資格喪失日が昭和45年10月5日となっており、オンライン記録と一致していることから、事業主が社会保険事務所に同年10月5日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月から46年1月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。